

地域資源を活用したOEM等マッチングサイト運用 及び利用促進業務仕様書（案）

1 委託業務名 地域資源を活用したOEM等マッチングサイト運用及び利用促進業務

2 履行期間 契約締結日から令和9年3月9日まで

3 業務の目的

県内における6次産業化の推進を目的とし、新たに6次産業化に取り組む農林漁業者の機運醸成を図るとともに、県が運用するマッチングサイト「つながる みやぎのOEM」の認知度向上、利用促進及び掲載事業者数の増加につなげるための取組を実施するものである。

4 語句の定義

次のとおり、語句を定義する。

(1) 「OEM」

本業務におけるOEMの定義は、受託する加工業者が、委託する農林漁業者の生産した原材料を使用し、商品を製造すること。農林漁業者が自社の商品として販売する形式を指す。

(2) 「本サイト」

前年度に構築された県が運用するOEMマッチングサイト「つながる みやぎのOEM」のこと。

5 業務の内容

次の(1)から(5)までの内容を企画提案（実施）すること。

なお、今回の企画提案は、業者決定のためのものであり、採択された提案内容を基に、発注者、受注者間での協議の上、最適な内容へ調整し、実施する。

(1) 新たに6次産業化に取り組む農林漁業者の機運醸成

セミナー等の企画・運営

県内の農林漁業者が参加意欲を持つようなテーマ設定を行い、6次産業化への関心及び実践意欲の向上につながる内容のセミナー等の企画、周知及び運営を行うこと。

また、実施に当たっては、以下の点に留意すること。

- ・参加者が6次産業化に取り組む意欲を喚起される内容とすること。

- ・参加者同士の交流機会を創出し、相互の情報交換や連携の契機となる場を設けること。
- ・実際の取組を想定し、どのような商品が市場（バイヤー）に評価されるのか、またバイヤーが求める商品特性等について理解が深まる内容とすること。なお、その実施に当たっては、必要に応じてバイヤー等の実務関係者の参画（講師、登壇、意見交換、個別相談等）を得るなど、より実践的かつ具体的な知見が得られる手法を取り入れること。
- ・効果的な周知方法について検討の上、参加者に対し本事業の内容が的確に伝わるよう、適切な手法を用いて周知を実施すること。

（留意事項）

上記の取組内容はあくまで一例であり、本業務の目的達成に向けて、より効果的と考えられる手法（広報、プロモーション、マッチング機会の創出、サイト活用促進策等）について、受託者の知見及び創意工夫に基づき提案すること。

（２）掲載事業者の拡大

ア 目標

新たに20事業者の追加掲載を目標とし、OEM受託が可能な事業者に対し、掲載の交渉を行うこと。

イ 交渉リストの作成、掲載交渉

- ・受注者は交渉先リストを作成し、事業者へアプローチを行うこと。
- ・事業者へのアプローチに当たっては、本サイトの現状を踏まえ、登録がないまたは少ないジャンルを補うようにすること。
- ・特に福祉関係法人や近隣県の事業者の登録拡大に注力すること。

ウ 掲載情報収集

- ・掲載を希望した事業者から掲載に必要な情報の収集を行い、発注者に提供すること。
- ・発注者は収集した情報のサイトへの掲載作業を行うものとする。また、必要に応じて発注者は連絡及びリストアップの補助を行うものとする。

（３）機運醸成に向けたコンテンツの作成及び発信

ア コンテンツの作成

本サイトの活用促進や県内6次産業化の機運向上につながるコンテンツを作成すること。作成にあたっては、以下のコンテンツ例を参考とすること。

（コンテンツ例）

- ・初めてOEMを検討する者向けの案内コンテンツとして、OEMの進め方や必要な準備、費用の目安、スケジュールの情報を視覚的にまとめた「はじめてのOEMスター

ターガイド」を作成。

- ・初期費用10万円以内で実施可能なOEM事例を調査し、「スモールスタート特集」として、注意点や今後の展望を発信。
- ・大規模生産化に伴うOEM事例を調査し、「自家製造からOEMへ特集」として、販路拡大や安定生産、製造量増加にあたる注意点や今後の展望を発信。

イ コンテンツの発信

イで作成したコンテンツ等の発信について、県内生産者に広く周知し、コンテンツの閲覧機会を創出すること。

(4) サイトの効果分析及び改修案の作成活用促進

サイトの効果分析

- ・令和9年2月までにサイトの分析（アクセス数、閲覧動線、ユーザー属性、離脱箇所など）を実施すること。
- ・ユーザーの本サイト利用における課題を整理し、改修案と合わせて発注者に提出すること。

(5) サポート体制の構築

相談窓口の設置及び対応

OEMに関する個別の相談に対応する窓口を設置すること。年間最大30件程度の相談対応を想定する。1回当たり30分から1時間程度の面談を実施すること。発注者に相談があった場合は、受注者の相談窓口へ接続する。

6 業務の運営管理

受注者は、発注者に対し、月に1回以上、業務の進捗状況を報告すること。また、受注者は、発注者から打合せの要望があった場合、可能な限り応じること。

7 業務実施に当たっての留意事項

本業務の実施に当たっては、次の点に注意すること。

- (1) 本業務の実施にあたり、受注者は、各種支援事業を円滑に遂行できる組織体制を確保すること。
- (2) 本業務の詳細行程を作成し、発注者の承諾を得ること。また、この行程に基づき業務に遅れが発生しない様に進捗状況を管理すること。
- (3) 受注者は、業務の一部を第三者に再委託する場合は、あらかじめ発注者が指定する書面を発注者に提出し、発注者の承諾を得ること。
- (4) 個人情報保護に係る法令等に準拠した手順により行うとともに、各関係者のプライバシーの保持に十分配慮しながら、業務上知り得た個人情報を紛失し、又は業務

に必要な範囲を超えて他に漏らすことのないよう、万全の注意を払うこと。

- (5) 関係法令を遵守し、常に公正かつ中立的な姿勢を保つことを心がけること。
- (6) 受注者は、本業務に伴う書類並びに帳簿及び会計に関する諸記録を整備し、本会計年度終了後5年間保存すること。
- (7) 環境配慮の観点から、チラシ・パンフレット等を作成する場合は、「宮城県グリーン購入の推進に関する計画」における判断基準に配慮すること。また、自動車を使用する場合は、適切な大きさの車両を使用し、効率的な運行に努めること。駐車中の不要なアイドリング停止を徹底すること。
- (8) 業務の履行における安全、その他の規律については、関係法令を厳守すること。
- (9) 受注者は、この契約の履行に当たり暴力団員又は暴力団関係者（以下「暴力団員等」という。）から不当要求又は妨害を受けたときは、速やかに警察への通報を行い、捜査上必要な協力を行うとともに、発注者へ報告すること。また、この契約の下請負若しくは受注させた者が、暴力団員等から不当要求又は妨害を受けたときは、同様の措置を行うよう指導すること。

なお、暴力団員等から不当要求又は妨害を受け、警察への通報、捜査協力及び発注者への報告が適切に行われた場合で、これにより、履行遅延等が発生する恐れがあると認められるときは、必要に応じて、工程の調整、工期の延長等の措置を講じる。

8 業務成果の取扱い

本業務の成果については、以下（1）から（3）を履行期間内に発注者に提出すること。

- (1) 本業務に関する実績報告書（A4判カラー印刷1部及び電子データ）
実績報告書には、最低限次の内容を記載すること。
 - ア 各種取組の実施結果及び効果
 - イ 掲載許可交渉を実施した事業者及びその日付の一覧
 - ウ 本サイトの課題及び改善提案
 - エ 本サイトに係る問合せ件数及び内容
 - オ その他、発注者が必要と認める内容
- (2) 本業務に関する製作物、記録及び写真等の電子データ
- (3) 業務完了報告書（発注者が指定する様式） 1部
- (4) 本業務の業務成果（本業務で撮影した各種素材画像データ及び製作したデザインデータ等の製作物の著作権も含む）は、発注者に帰属するものとし、発注者は、本業務の成果物を自ら使用するために必要な範囲において、随時利用できるものとする。
- (5) 成果物の権利等について

- ア 制作物は、他者の所有権や著作権を侵すものでないこと。
 - イ 人物を採用する場合は、肖像権の侵害が生じないようにすること。
 - ウ 制作物について、発注者に対し受注者は著作者人格権の行使を行わないものとする。
 - エ 受注者は、本業務において撮影した各種素材画像データ及び制作したデザインデータ等の制作物について、いかなる部分も第三者が著作権やその他の知的財産権侵害を主張していないことを発注者に保証し、第三者から成果品に関して知的財産権侵害を主張された場合の一切の責任は受注者が負うものとする。
- (6) 本業務に伴い入手した個人情報に関するものは、外部記憶装置（CD-RやUSB等）に保存した上ですべて発注者に提出すること。

9 その他

- (1) 委託業務の着手及び進行に当たっては、発注者と十分に連絡調整の上、実施するものとする。また、業務の遂行に支障を生じないように、打合せの記録を作成し共有するものとする。
- (2) 本仕様書に疑義が生じた場合は、発注者と受注者の間でその都度協議するものとする。
- (3) 本業務に関して知り得た業務上の秘密は、契約期間にかかわらず、決して第三者に漏らしてはならない。
- (4) 業務の目的を達成するために、発注者は、業務状況・進行状況に関して必要な指示を行うことができるものとし、受注者はこの指示に従うこと。
- (5) 個人情報の取扱いについては、別記個人情報取扱特記事項を遵守すること。
- (6) 業務の目的を達成するために、本仕様書に明示されていない事項で必要な業務が生じたとき又は業務内容を変更する必要があるときは、発注者と協議の上、対応すること。